

# 地域クラブ指導者育成研修会

「岐阜県中学校部活動及び新たな地域  
クラブ活動の在り方に関する総合的な  
ガイドライン」に沿った研修



- R6.5.26 (日) 神戸町中央公民館
- R6.6. 8 (土) こくふ交流センター
- R6.6.30 (日) 中津川文化会館
- R6.12.1 (日) 本巣市民文化ホール
- R6.12.7 (土) 白川町民会館
- R6.12.15 (日) 日本まん真中センター

岐阜県教育委員会 体育健康課  
部活動改革係 岩見 光洋

# 本日の講義内容



**1 部活動の現状**

**2 学校教育としての部活動**

**3 指導体制の確立について**

**4 事故防止と事故への対応について**

# 研修内容

## 1 部活動の現状

## 2 学校教育としての部活動

## 3 指導体制の確立について

## 4 事故防止と事故への対応について

# 中学校休日部活動の地域移行スケジュール

令和6年度作成

## これまでの経緯と改革の方向性

令和4年度は準備の年として、各種会議の開催、先行事例の普及、指導者確保などを実施。令和5年度は移行初年度として、国予算(実証事業)を活用しながら、地域移行を推進。令和6年度は、引き続き国の事業を活用し、休日部活動の地域移行を進めていくとともに、移行後の地域クラブのフォローアップをしていく。令和7年度末までに、休日部活動を地域クラブ活動へ移行することを目標とする。

## 改革の方向性

- ◆指導者への謝金を補助する支援や、部活動の受け皿となる運営団体への支援
- ◆地域移行に向けた調整を行うコーディネーター配置や、県・市町村に事務局を設置
- ◆指導者育成のための研修会を継続開催、指導者不足の解消のための指導者バンクの整備

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	
	準備期間		改革推進期間			休日の地域クラブ活動開始		
地域クラブ活動移行目標値			43.2 % 784部/1,815部	75 % 1,362部/1,815部	100 % 1,815部/1,815部	平日部活動の段階的な地域移行		
検討会・推進会議	推進会議 年3回	推進会議 年3回  在り方検討会 年5回	地域クラブ活動推進会議 年3回			運営団体の体制が整備され、休日部活動が地域クラブ活動に移行完了したところから、平日部活動の段階的な地域移行を進める		
		地域クラブ活動推進コーディネーター会議 年8回	地域クラブ活動推進コーディネーター会議 年8回 予定	地域クラブ活動推進コーディネーター会議 年8回 予定				
先行事例の普及	羽島市 下呂市 安八町		令和5年度 休日部活動の地域移行に関する実証事業報告書の作成 北方町の実践紹介【報告書】 郡上市の実践紹介【第2回推進会議・報告書】 御嵩町の実践紹介【報告書】	県内・県外の課題解決例の普及 R5地域クラブ体制整備事業の成果を踏まえて事業を展開【国の事業を積極的に活用】 県内・県外の運営団体の好事例の普及				
運営団体の整備		中学校運動部活動地域移行推進事業(実態調査)	運営団体及び実施主体の体制整備 地域クラブ活動体制整備事業(国事業) 24市町村が実施 ・持続可能な運営団体及び実施主体の在り方について ・実践的検証	運営団体及び実施主体の体制整備 ・運営団体・実施主体の基盤強化 ・運営団体を担う人材の育成 ・運営組織の実践検証		運営団体が平日の地域クラブも運営できる体制整備を進める		
指導者確保と要請		認定書発行者 325名	地域クラブ指導者育成研修会					
			認定書発行者 460名	認定書発行目標 1000名	新規指導者の確保	認定書の更新及び新規指導者の確保		
県人材バンク登録			県人材バンクシステム運用					
			人材バンク登録者 120名	人材バンク年間登録目標 100名	人材バンク年間登録目標 800名	新規登録者の継続的募集		
推進体制		ガイドライン策定	現行ガイドライン運用及び次期ガイドライン検討				ガイドライン見直し策定	
		部活動改革係設置	地域移行に係る事務局設置 (相談窓口)					

# 1 部活動の現状

## ■ 休日部活動の地域移行状況

項 目	部活動総数	移行総数
部活動全体	1, 8 1 5 部	7 8 4 部 (4 3. 2%)
運動部	1, 5 1 8 部	7 2 8 部 (4 7. 9%)
文化部	2 9 7 部	5 6 部 (1 8. 8%)

# 1 部活動の現状

## ■ 休日運動部活動の移行先

	項目（上位から記載）	クラブ数（割合）
①	保護者クラブ	632部（34.8%）
②	未定	455部（25.0%）
③	総合型地域スポーツクラブ	193部（10.6%）
④	家庭・学校・地域・市町村が協働	176部（9.7%）
⑤	その他	93部（5.1%）
⑥	スポーツ少年団	30部（1.7%）
⑦	民間のスポーツクラブ・芸術団体	26部（1.4%）
⑧	スポーツ協会	20部（1.1%）
⑨	休日の活動なし	190部（10.5%）

# 1 部活動の現状

## 岐阜県中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン



岐阜県中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の  
在り方等に関する総合的なガイドライン

令和5年3月  
岐阜県教育委員会



## ガイドラインの策定の趣旨

- 教育的意義のある部活動を学校単位から近隣の複数校または地域単位で実施する方策を構築していくことが急務となっている。



# 1 部活動の現状

## ガイドラインの策定の趣旨

○これまで岐阜県では、多くの中学校が  
休日の学校部活動を総合型地域スポーツ  
クラブや保護者会などの協力を得て実施  
してきた。そうした既存の団体等を活用  
しながら、学校部活動を新たな地域クラ  
ブ活動として移行し、実施することが最  
良の方法であると考えられる。等

# 1 部活動の現状

## (1) 位置付け

- 教育課程外の学校教育活動であり、生徒の自主的、自発的な参加により行われる
- 生徒や保護者のニーズが多様化している
- 部活動を指導する教員の負担感が増大している
- 休日部活動を地域クラブ活動に移行していく

# 1 部活動の現状

## (2) 運営体制

- 学校規模の縮小に伴う教員数の減少により、一人顧問では不測の事態に対応できない
- 生徒や保護者のニーズが多様化しており、大会に出場するために、一人でも部の設置を要求されるケースがある

# 1 部活動の現状

## ■運動部顧問等の配置状況 R5

中学校		岐阜	西濃	美濃	可茂	東濃	飛騨
運動部活動数		504	273	132	149	305	155
顧問	顧問数	993	481	233	302	443	251
	1部あたり	1.97	1.76	1.77	2.03	1.45	1.62
社会人指導者	社会人指導者数	671	361	135	190	371	153
	1部あたり	1.33	1.32	1.02	1.27	1.21	0.98

1部当たりの平均顧問数は、県平均1.78人

1部当たりの平均外部指導者数は、県平均1.23人

社会人指導者：当該校の教職員・部活動指導員以外で、その運動部活動の支援をするために、市町村及び学校で委嘱している指導者

## (3) 指導力

- 専門的な技術指導ができる教員が不足している
- 体罰の根絶等、教育的指導力の向上が必要である
- 地域における適切な指導者の発掘が進んでいない

# 1 部活動の現状

## 適切な活動基準の設定

### (4) 活動時間

#### <平日>

- 1日の活動時間は、長くとも **2時間程度**とする。

#### <休日>

- 1日の活動時間は、半日以内（**3時間程度**）ととする。対外試合等もできる限り終日に渡らないように配慮する。

# 1 部活動の現状

## 適切な活動基準の設定

### (5) 休養日

#### <平日>

- 平日は少なくとも1日の休養日を設ける。

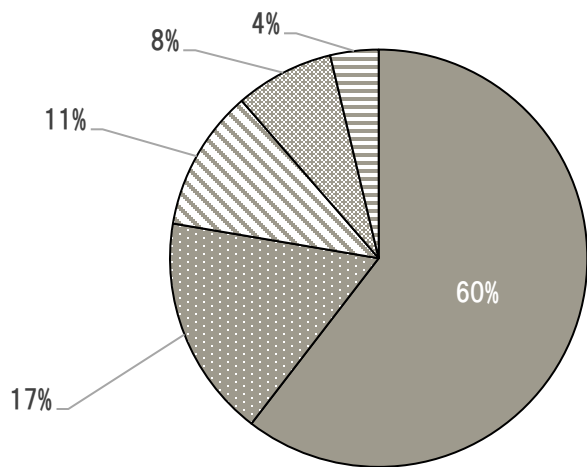
#### <休日>

- 土曜日及び日曜日（以下、「週末」という）は少なくとも1日以上を休養日とする（第3日曜日の「家庭の日」は原則として休養日とする）。
- 週末に大会等で活動した場合は休日に連続して活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

# 1 部活動の現状

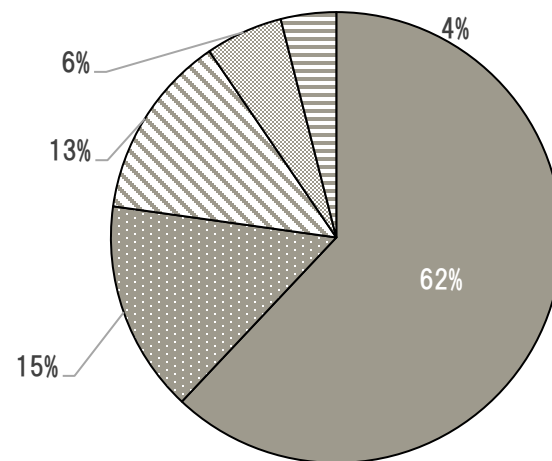
## ■ 運動部活動休養日設定について

### R4 休日の休養日設定



- 1か月に4日(土日1日は休み)
- 1か月に1日
- 1か月に2日
- 特に設けていない
- 1か月に3日

### R5 休日の休養日設定

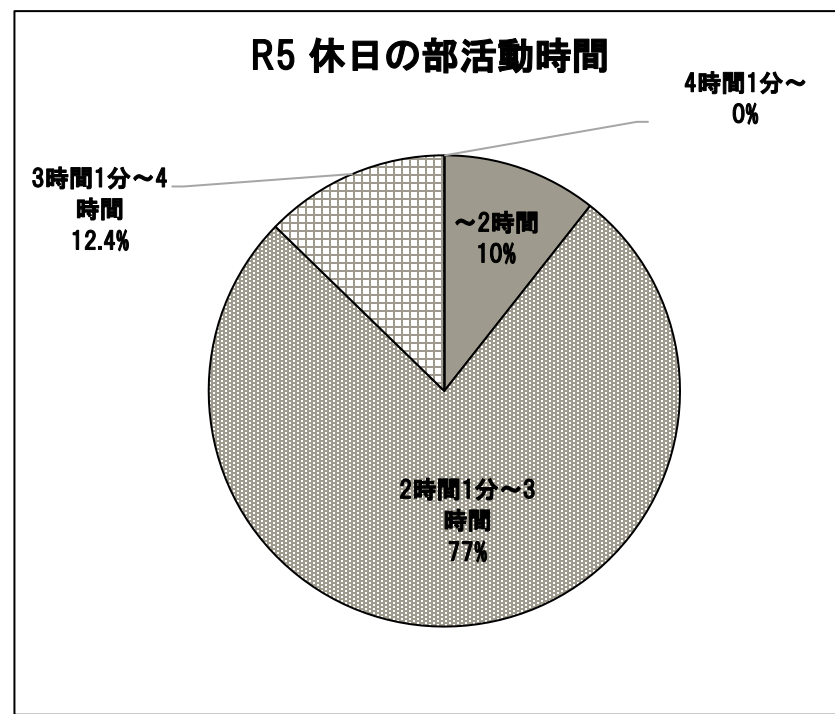
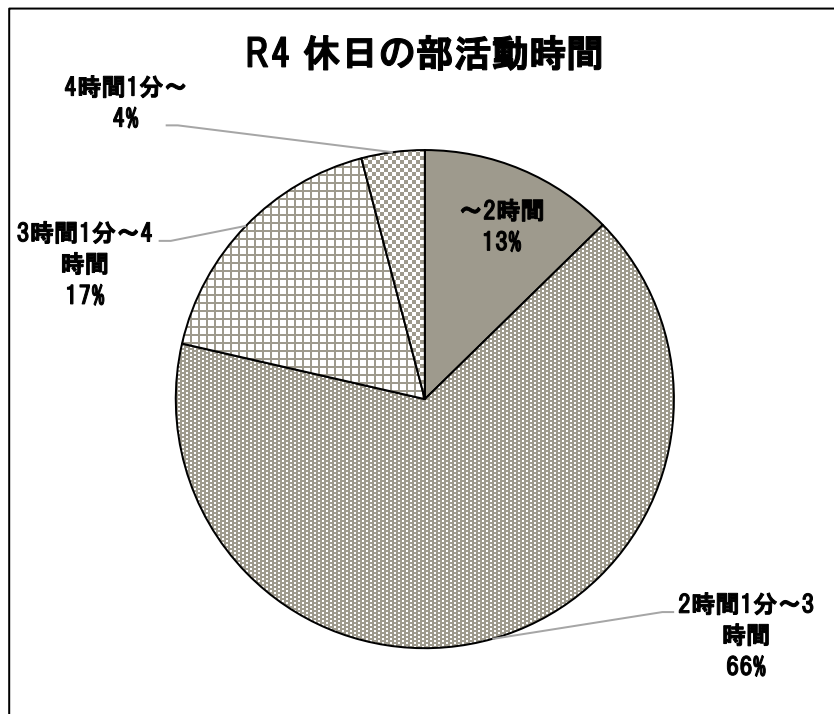


- 1か月に4日(土日1日は休み)
- 1か月に1日
- 1か月に2日
- 特に設けていない
- 1か月に3日



# 1 部活動の現状

## ■ 運動部活動の活動時間（休日）



# 1 部活動の現状

## 適切な活動基準の設定

### (6) 長期休業中の活動

#### <長期休業中>

- 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。
- 生徒が十分な休養を取ることができるとともに、学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

※部活動やスポーツ・文化芸術活動から離れ、家族との時間や自分の余暇等の時間に充てることができるよう1～2週間程度の休みを想定。

# 研修内容

1 部活動の現状

2 学校教育としての部活動

3 指導体制の確立について

4 事故防止と事故への対応について

## 2 学校教育としての部活動

### 「岐阜県中学校部活動指針」

#### 基本方針

生徒の生きる力を育成し、豊かな学校生活を実現させる**教育活動の一環**として部活動を位置付け、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資する運営・指導に徹することにより、生徒の個性や能力の伸長を図る。

### 「岐阜県中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」

#### 基本方針

「学校部活動」も「新たな地域クラブ活動」も、**生徒の生きる力を育成する**とともに、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資する運営・指導に徹することにより、生徒の個性や能力の伸長を図る活動である。

## 2 学校教育としての部活動

「岐阜県中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の  
在り方等に関する総合的なガイドライン」

### 教育活動の一環としての位置付け

#### ○ 部活動の意義

部活動は、生徒がスポーツや文化及び科学等に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養(かんよう)、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資するものである。

## 2 学校教育としての部活動

### 部活動指導員制度

民間スポーツクラブ・保護者クラブ・総合型地域スポーツクラブ

「学校教育外」  
「教育課程外」

**部活動**

「学校教育内」  
「教育課程外」

**授業**

「学校教育内」  
「教育課程内」

# 「岐阜県中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」 概要

## 【基本方針】 生徒の生きる力を育成する部活動

### 【運営】 生徒の主体性を尊重し、参加効果を一層高めるための運営

- 複数顧問体制が可能な運動部活動数
- 不測の事態に対応できる複数顧問の配置
- 複数校合同部活動の設置
- 教育課程外の教育活動の重点化

### 【管理】 バランスのとれた心身の成長、学校生活を送るための管理

- 活動時間の設定
- 長期休業中の活動
- 事故や熱中症事故の未然防止
- 休養日の設定
- 大会及び対外試合等への参加
- 生徒の健康管理

### 【指導体制】 学校や地域の実態に応じた適切な指導体制

- 外部指導者の活用
- 部活動と保護者クラブ、総合型地域S Cの役割
- 指導力向上をめざした研修会の開催

### 【配慮事項】 基本方針に基づく運営・管理・指導体制に当たって配慮すべき事項

- 部活動への参加
- 関係機関、団体等との連携
- 適切な会計管理

# 研修内容

1 部活動の現状

2 学校教育としての部活動

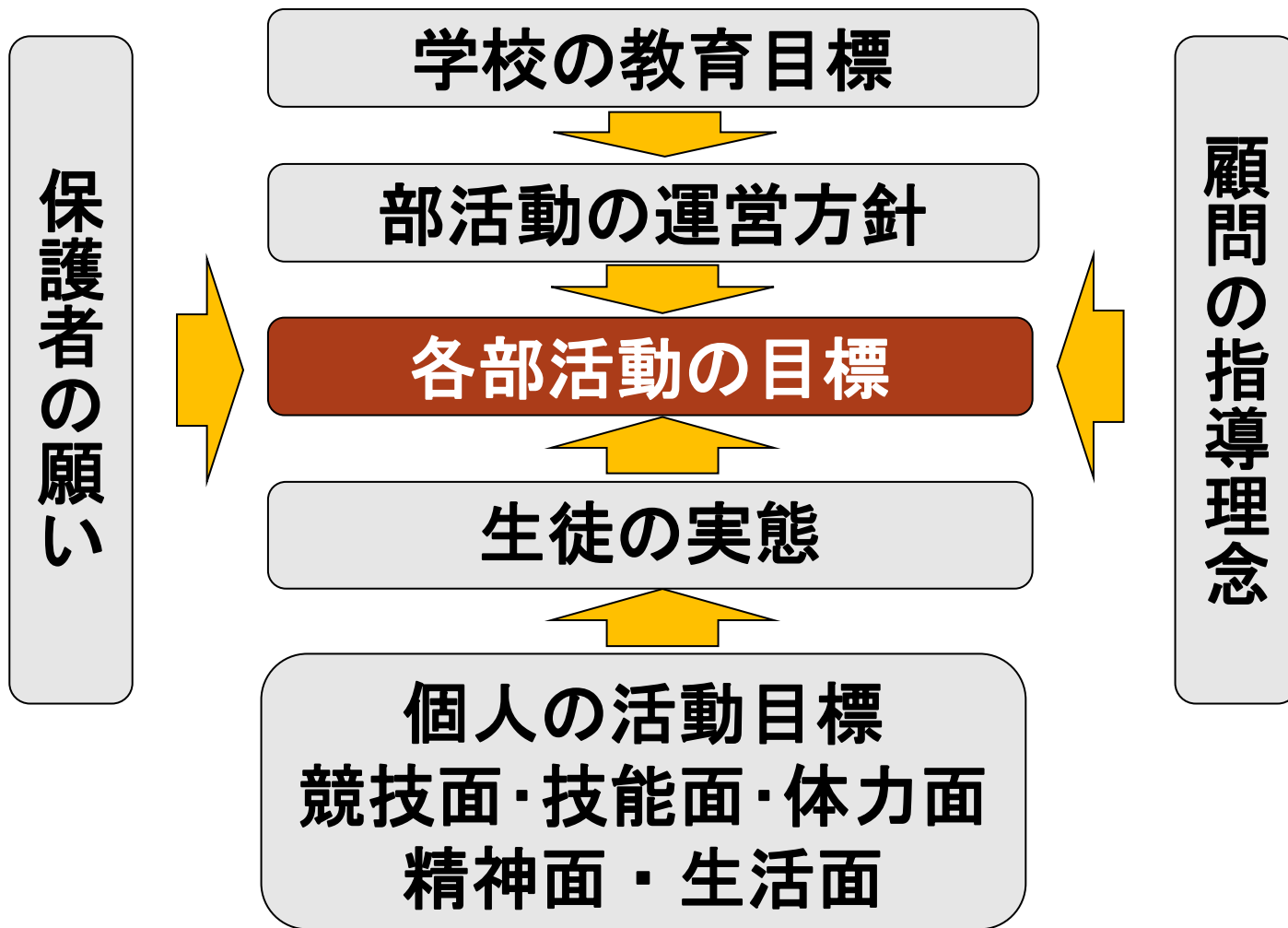
3 指導体制の確立について

4 事故防止と事故への対応について

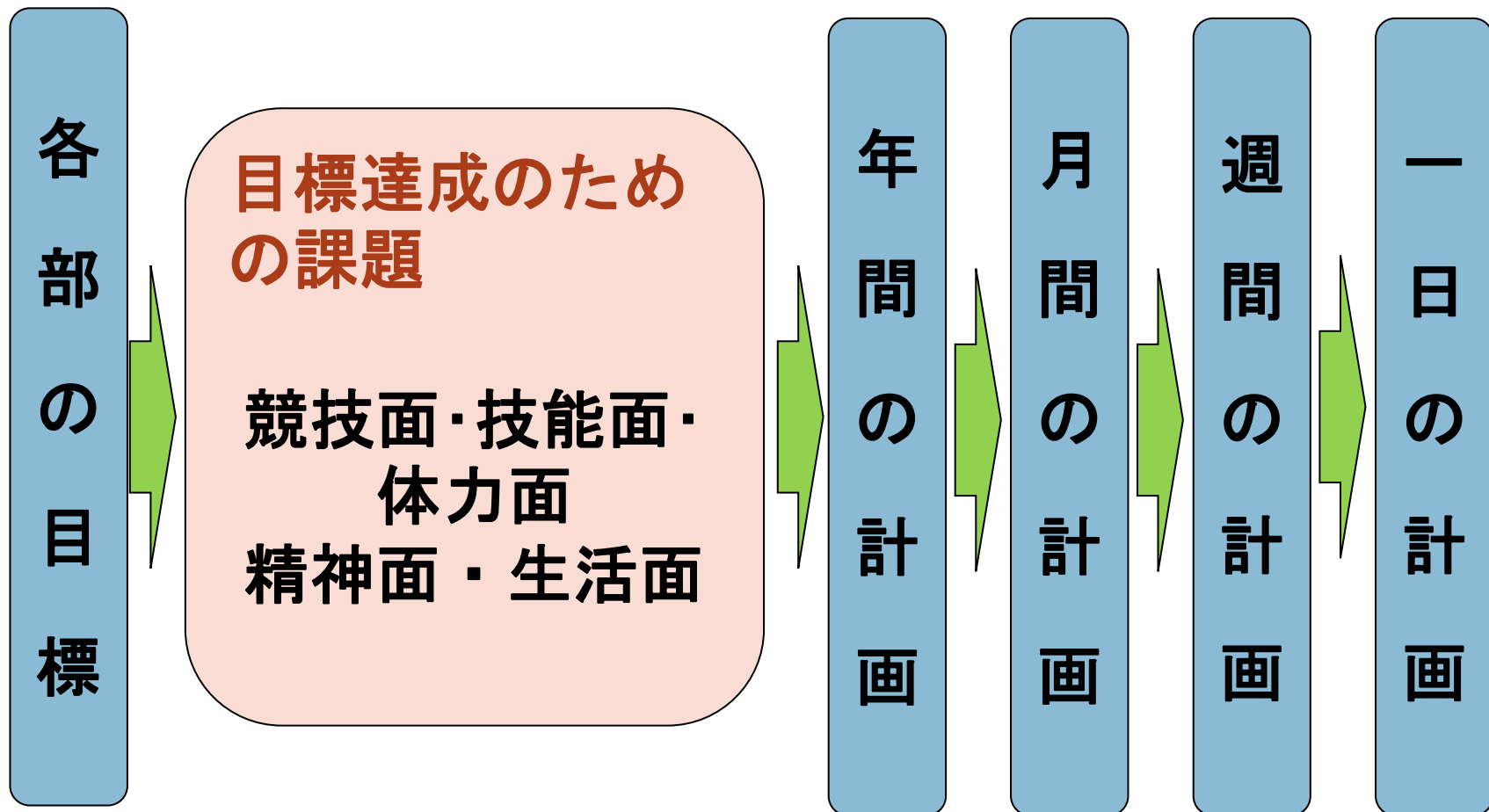


# 4 指導体制の確立について

## 目標や基本方針の設定



## 活動計画の作成



### 保護者の支援

- 保護者には、部の活動状況や練習試合、公式大会の日程を知らせ、学校と家庭の連携を図る。
- 保護者には、部活動の運営方針を説明し、自分の子どもだけでなく、部全体への支援を依頼する。

# 研修内容

1 部活動の現状

2 学校教育としての部活動

3 指導体制の確立について

4 事故防止と事故への対応について

## 4 事故防止と事故への対応について

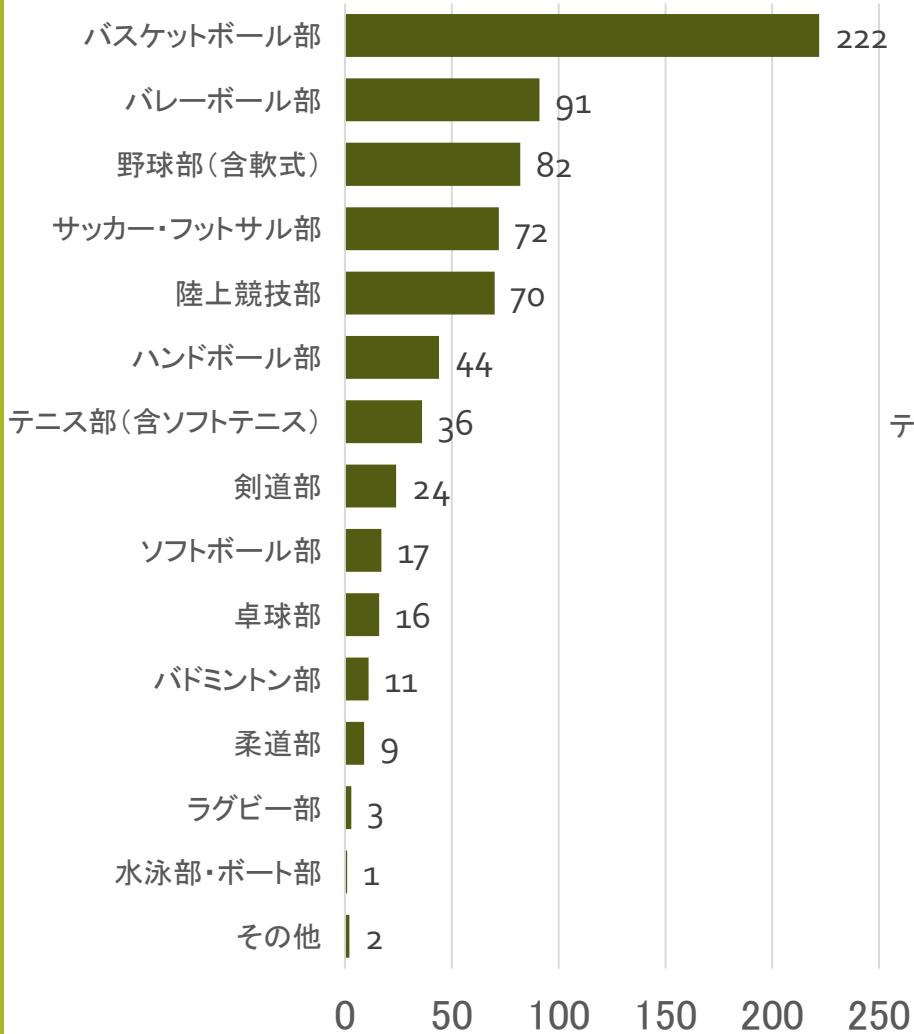
### 部活動を安全に行うために

部活動は、生徒の心身の健全な発育・発達に意義深いものがある一方で、活動が活発化するほど負傷事故が起きやすく、重大な事故につながる恐れもあります。

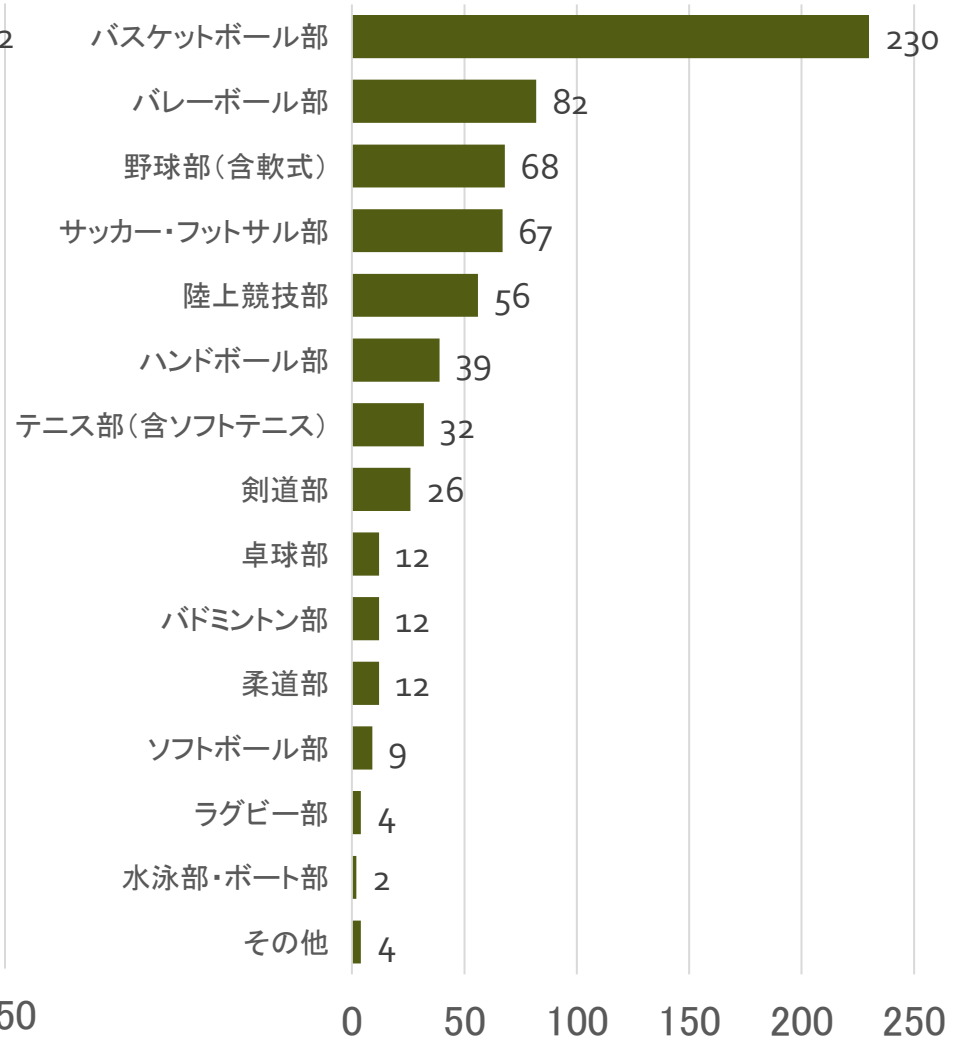
活発な活動が展開され、多くの成果を上げていくことは重要なことですが、負傷事故の発生は絶対に避けなければなりません。

# 4 事故防止と事故への対応について

■岐阜県中学校部活動別 災害発生状況（令和3年度）

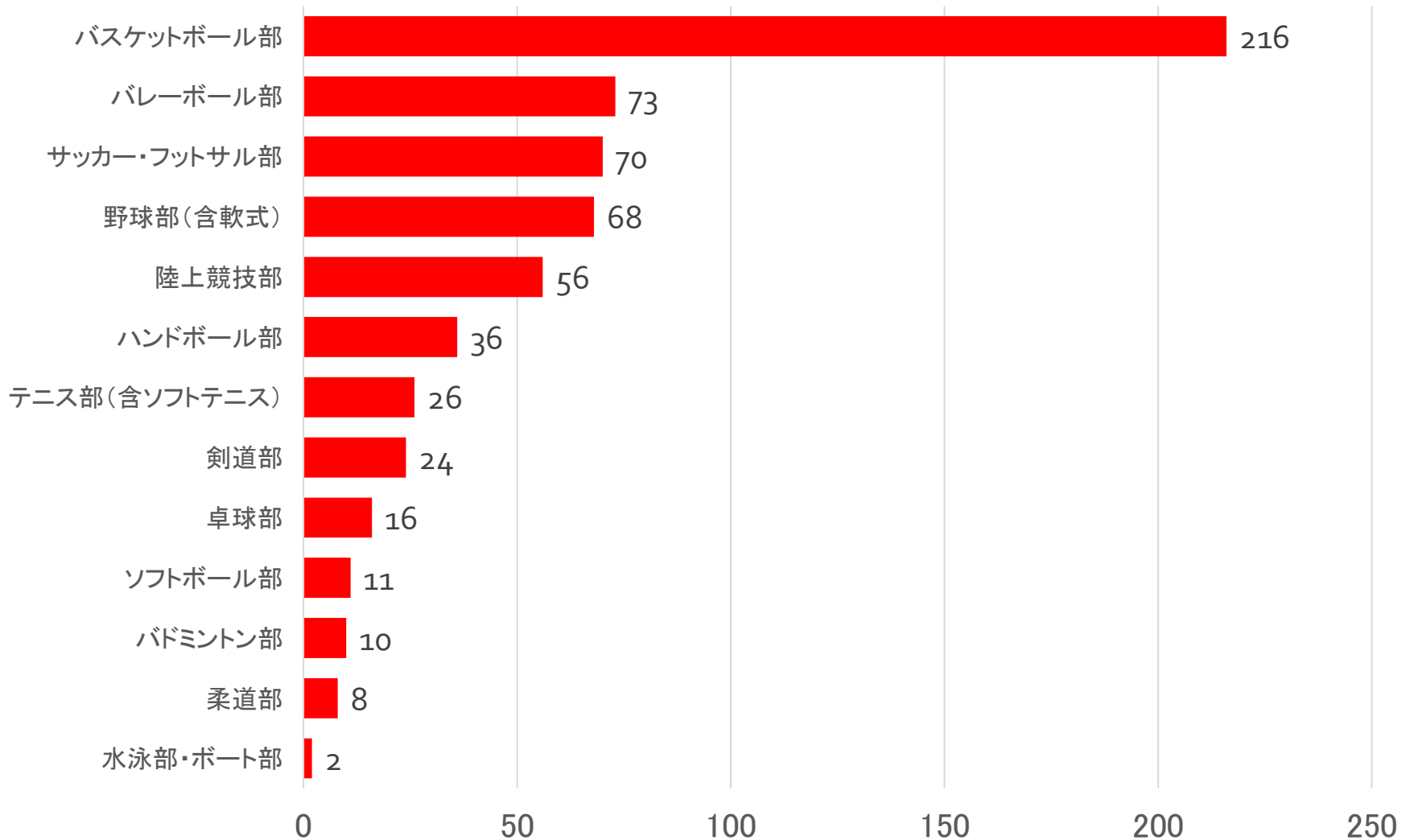


■岐阜県中学校部活動別 災害発生状況（令和4年度）



# 4 事故防止と事故への対応について

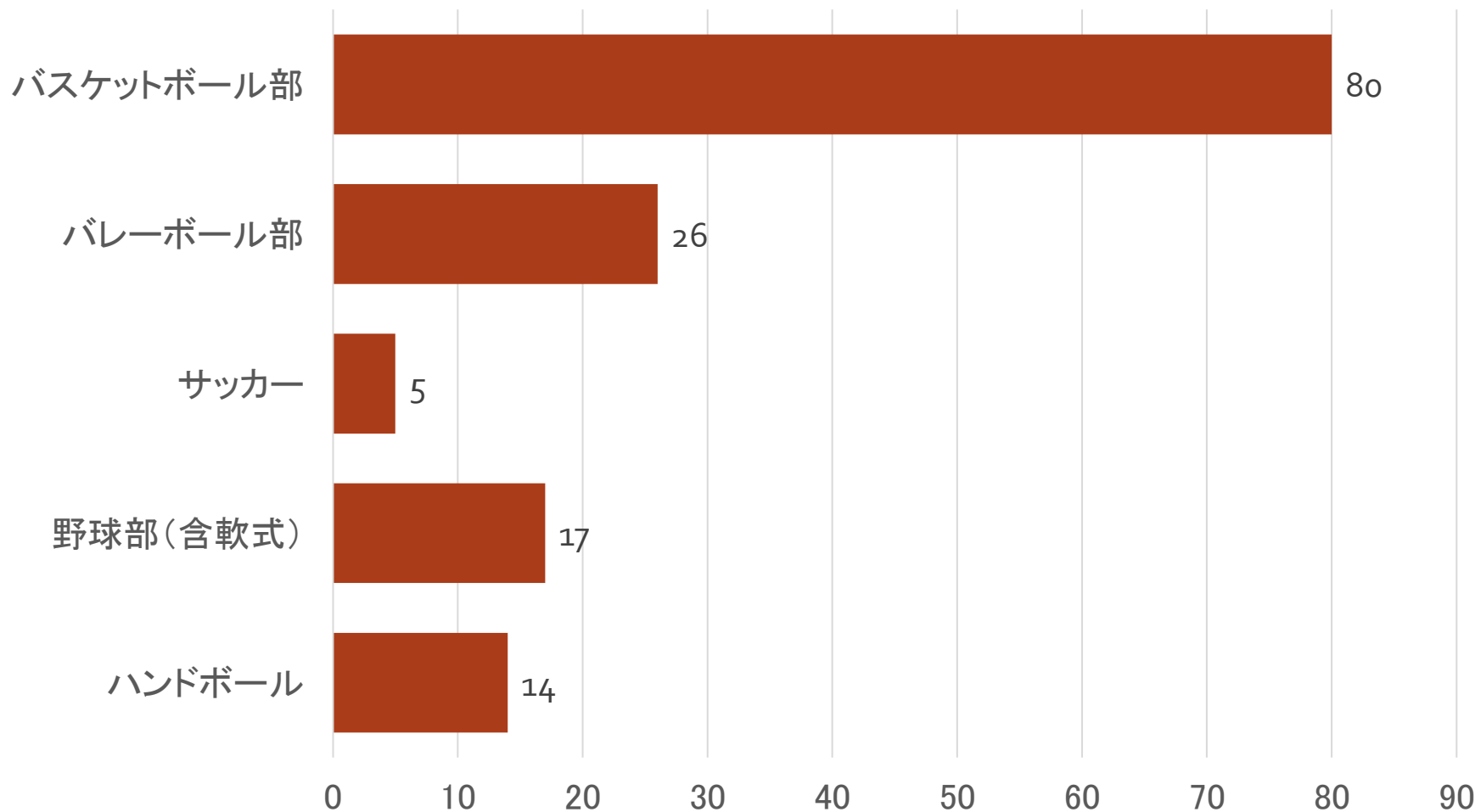
■岐阜県中学校部活動別 災害発生状況(令和5年度)



# 4 事故防止と事故への対応について

■ 岐阜県中学校部活動別 負傷・疾病の部位別 (令和5年度)

■ 上肢部【手・手指部】

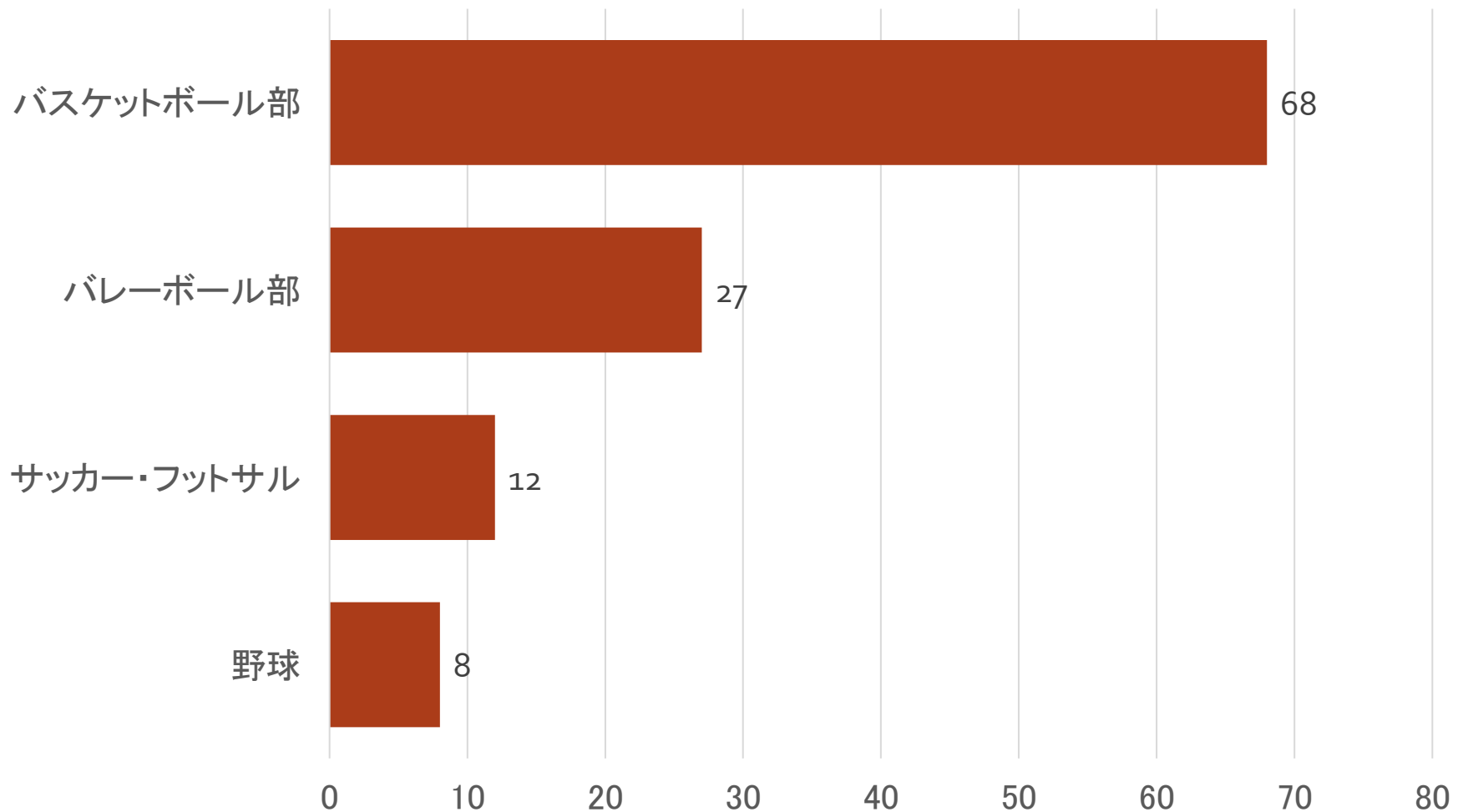




# 4 事故防止と事故への対応について

■ 岐阜県中学校部活動別 負傷・疾病の部位別 (令和5年度)

■ 下肢部【足関節】

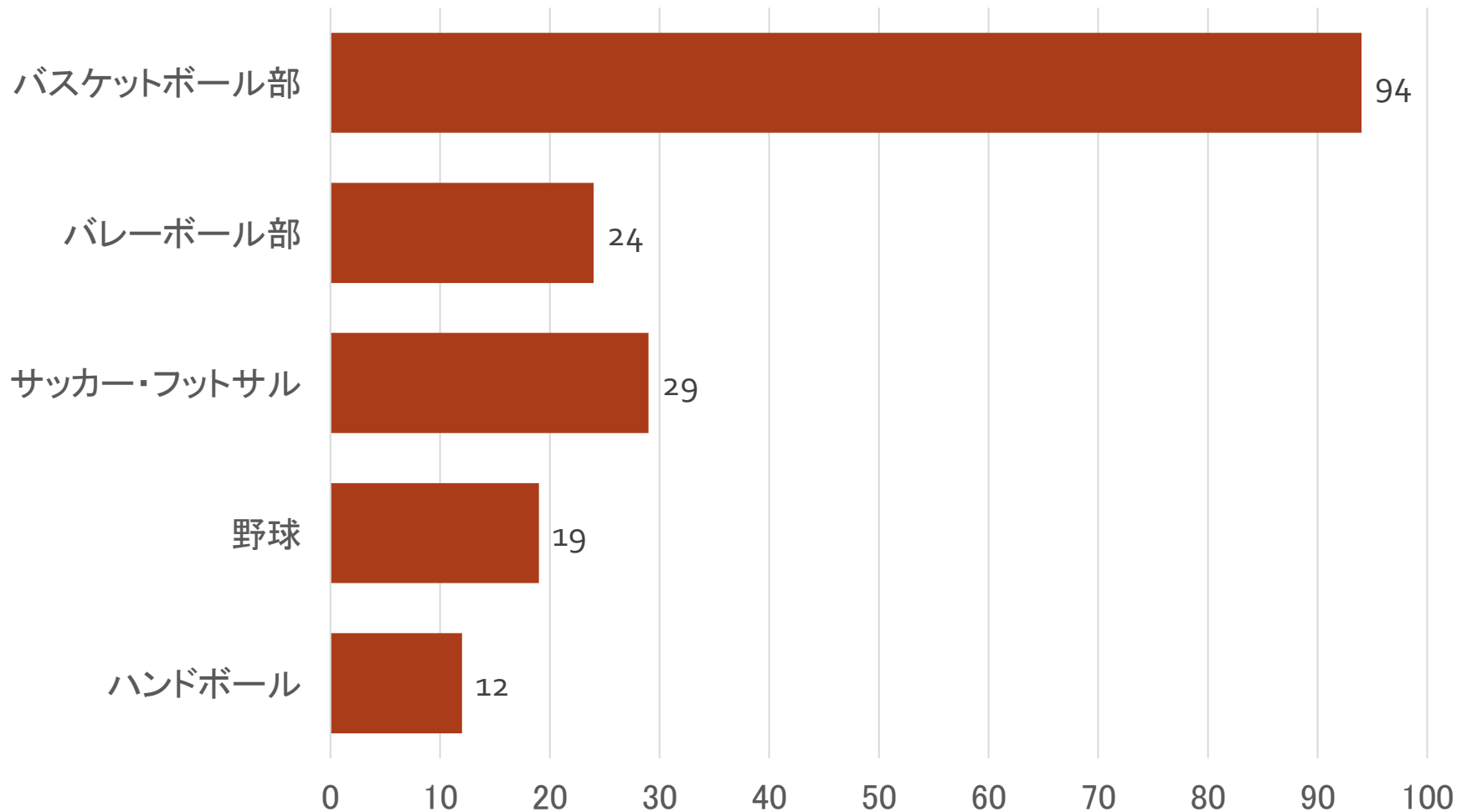


◆ 日本スポーツ振興センター調べ

# 4 事故防止と事故への対応について

■ 岐阜県中学校部活動別 負傷・疾病の部位別 (令和5年度)

■ 骨折

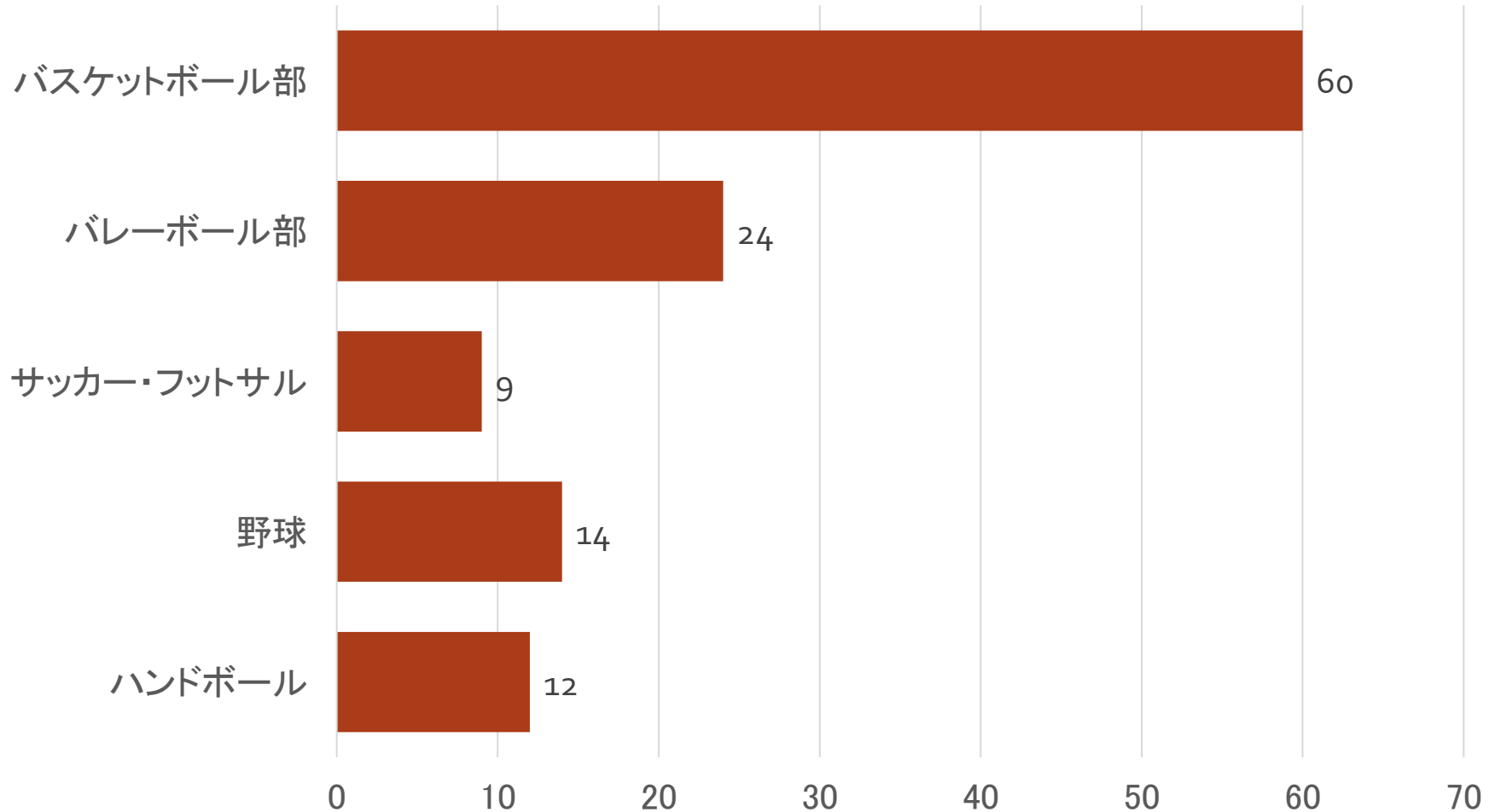


◆ 日本スポーツ振興センター調べ

# 4 事故防止と事故への対応について

■ 岐阜県中学校部活動別 負傷・疾病の部位別 (令和5年度)

■ 捻挫



◆ 日本スポーツ振興センター調べ

## 4 事故防止と事故への対応について

### 部活動を安全に行うために

① 安全管理・指導体制

② 生徒の健康管理

③ 施設・用具

④ 環境条件に応じた配慮

⑤ 活動内容

⑥ 段階的指導

⑦ その他

## 4 事故防止と事故への対応について

### 生徒への日ごろの指導

- 活動中、顧問等の目が行き届かない状況で、事故が発生した場合には、生徒本人または他の部員が顧問等に速やかに報告する**体制を部内で確認**しておく必要がある。
- 負傷した生徒本人が我慢してしまうケースもあるので、特に**首から上及び正中線（脊髄、胸部、腹部等）に係わる事故**が起きた場合には、必ず他の部員が顧問に報告し、顧問は負傷生徒の状況を確認することが必要である。
- 生徒自身が自己の身体能力や部活動における危険性などについて認識し、事故防止の意識を常にもって活動できるように、日ごろより緊急時の対応を含めた**「安全指導」**を行うことが大切である。

## 4 事故防止と事故への対応について

### 組織としての取組

**生徒の生命・身体の安全を確保することは、学校及び教職員の最大の責務**です。  
負傷事故防止に努めるとともに、緊急対応が迅速にできるよう、日ごろから心がける。

＜取組の例＞

- 器具・用具や活動場所の点検
- 事故防止のための安全対策
- **緊急時の救急体制や連絡体制の確認**
- 安全対策関係の講習会 等

週休日や長期休業については、一層綿密な指導計画を作成するとともに、**指導体制の充実**に努める。

## 4 事故防止と事故への対応について

### 事故対応

- 首から上や正中線に係わる負傷については慎重な対応が必要であり、試合中などでも終了を待たずに、**早急に医療機関に搬送**する。
- 経験豊かな指導者であっても、判断はできないことから、首から上や正中線に係わる事故については、救急車の要請も視野に入れ、事故発生の時点で異常が認められなくても、**早急に医師の判断を仰ぐ**必要がある。

### 熱中症の予防と対策

#### 熱中症とは

暑熱環境下で、体内の水分や塩分のバランスが崩れたり、体内の調節機能が破綻したりするなどして、発症する障害の総称

○死に至る可能性のある病態である。

○予防法を知っていれば防ぐことができる。

○応急処置を知っていれば救命できる。



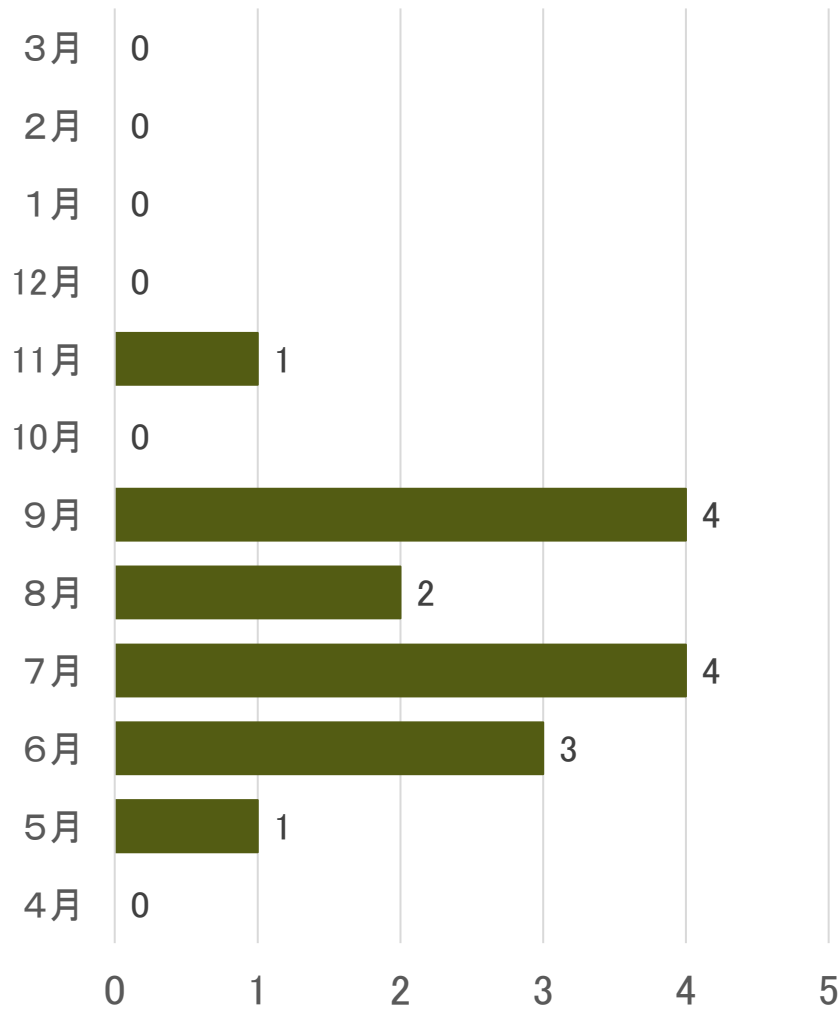
### 熱中症の予防と対策

#### こんな日に注意

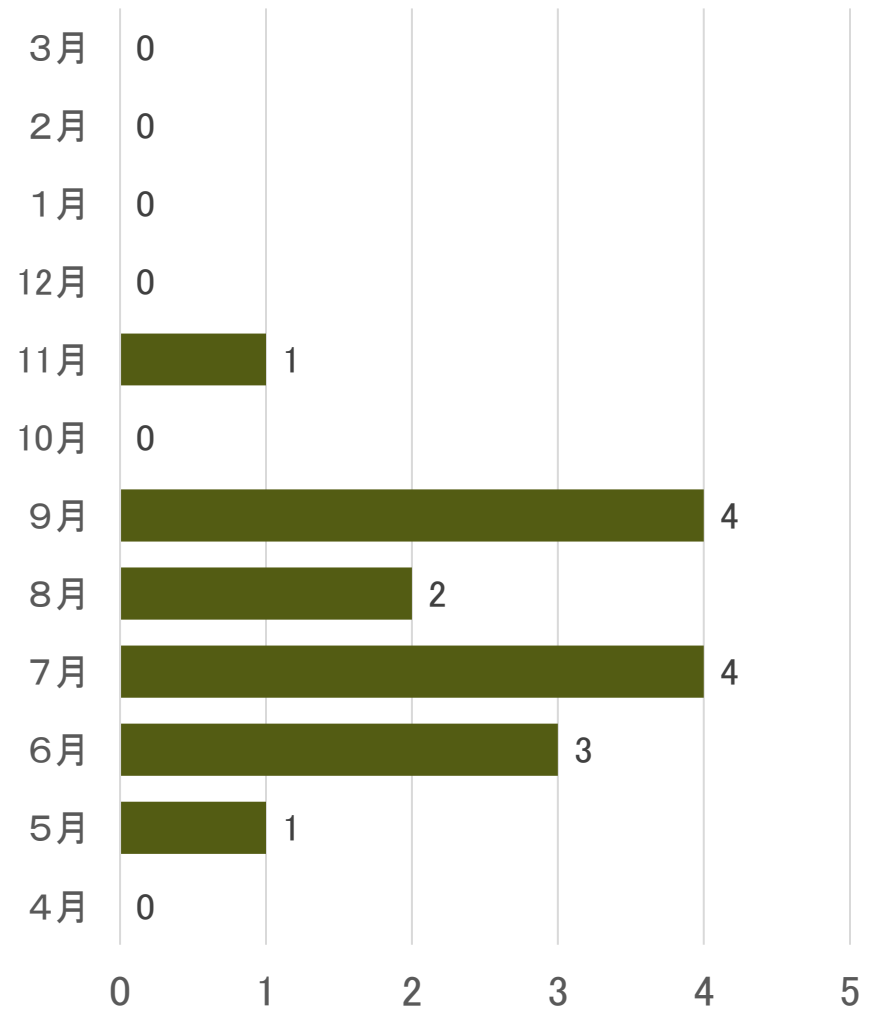
- ＜環境＞ 気温が高い、湿度が高い、風が弱い、日射が強い、涼しい日が続いた後、急に気温が上がった日 等
- ＜身体＞ 激しい運動、暑さに体が慣れていない、水分摂取が不十分、体調が悪い 等

# 4 事故防止と事故への対応について

中学校における月別 熱中症発生状況（令和3年度）

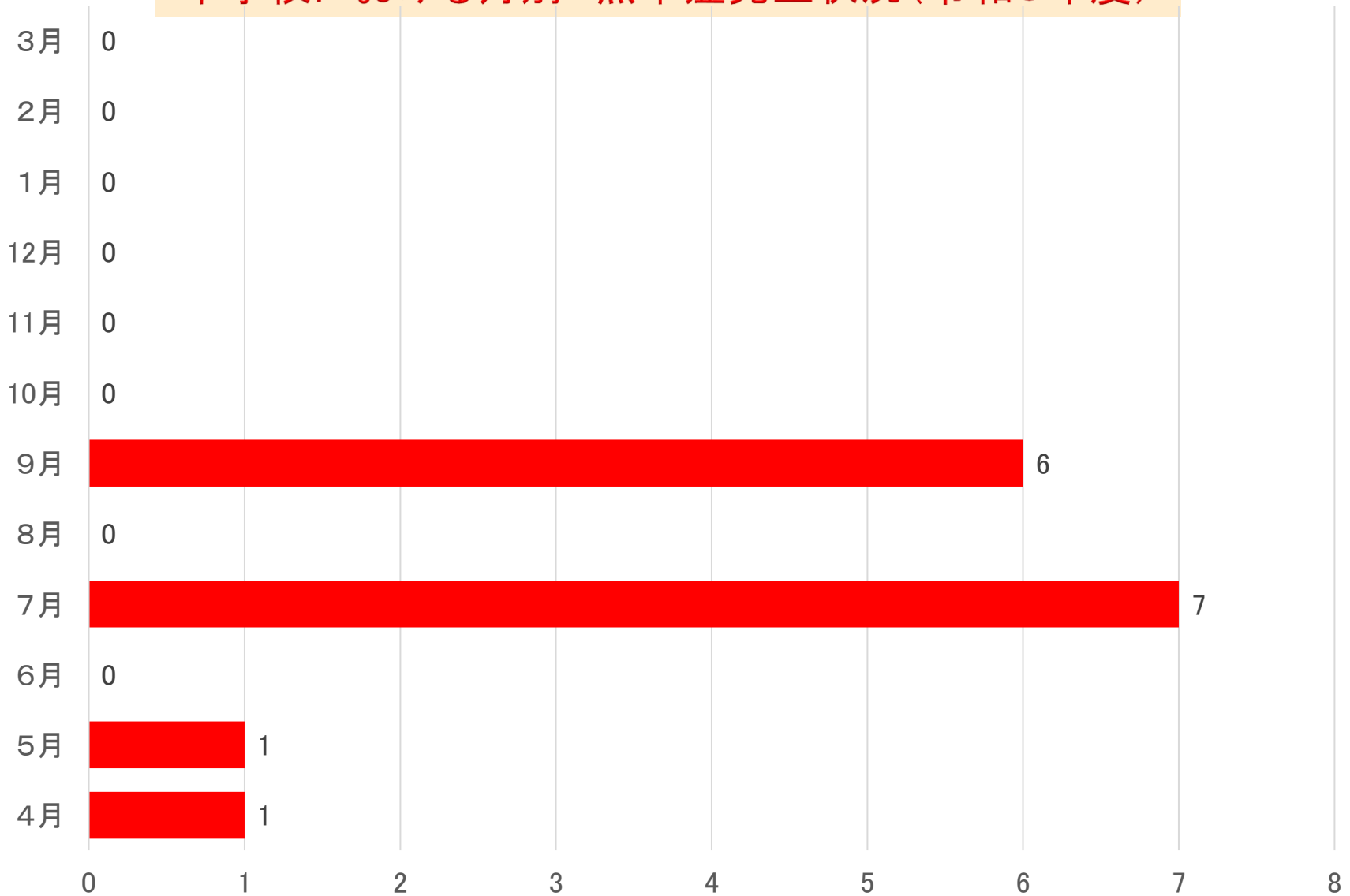


中学校における月別 熱中症発生状況(令和4年度)



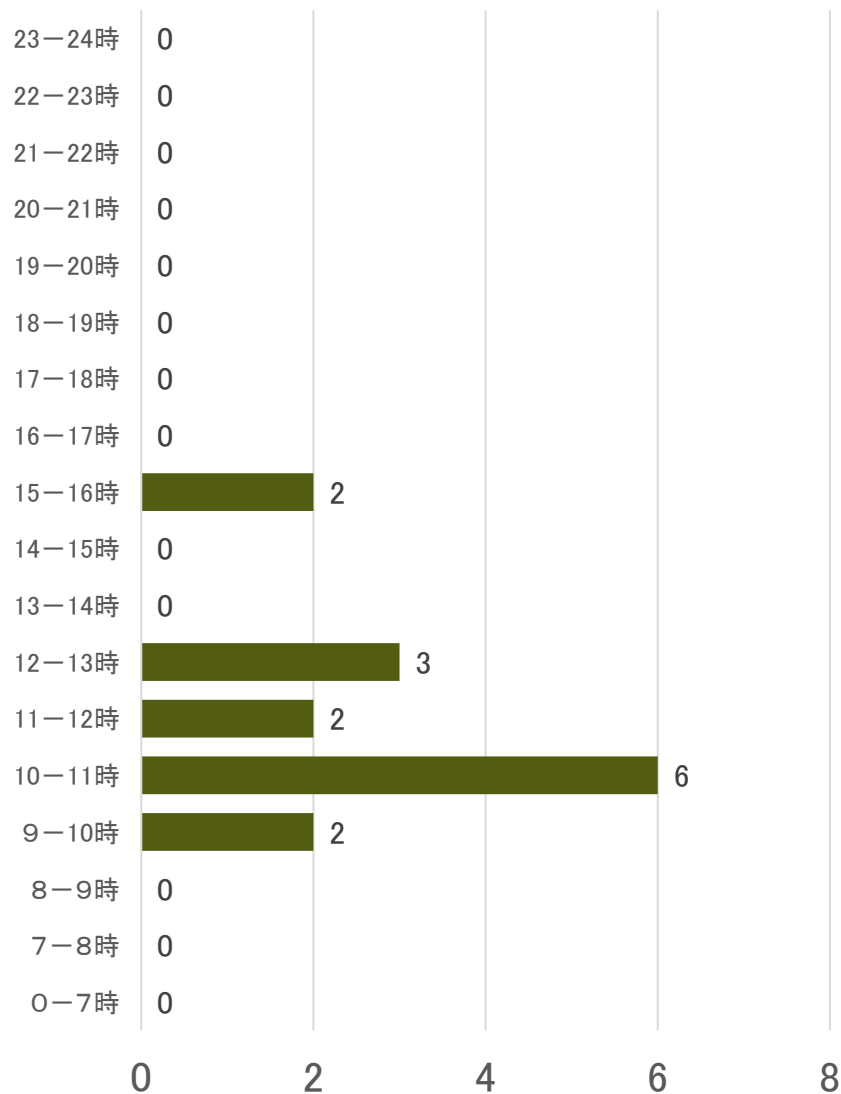
# 4 事故防止と事故への対応について

中学校における月別 熱中症発生状況(令和5年度)

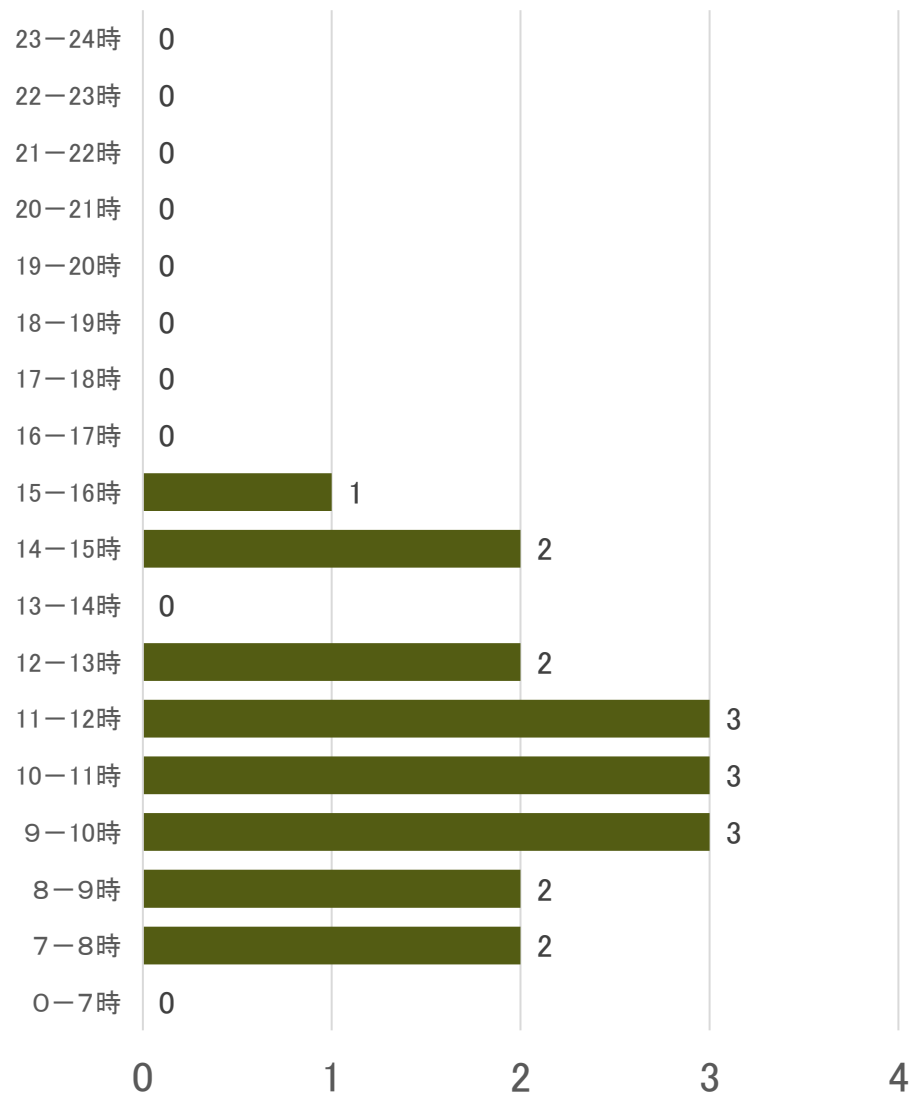


# 4 事故防止と事故への対応について

## 岐阜県時間帯別 熱中症発生状況（令和3年度）

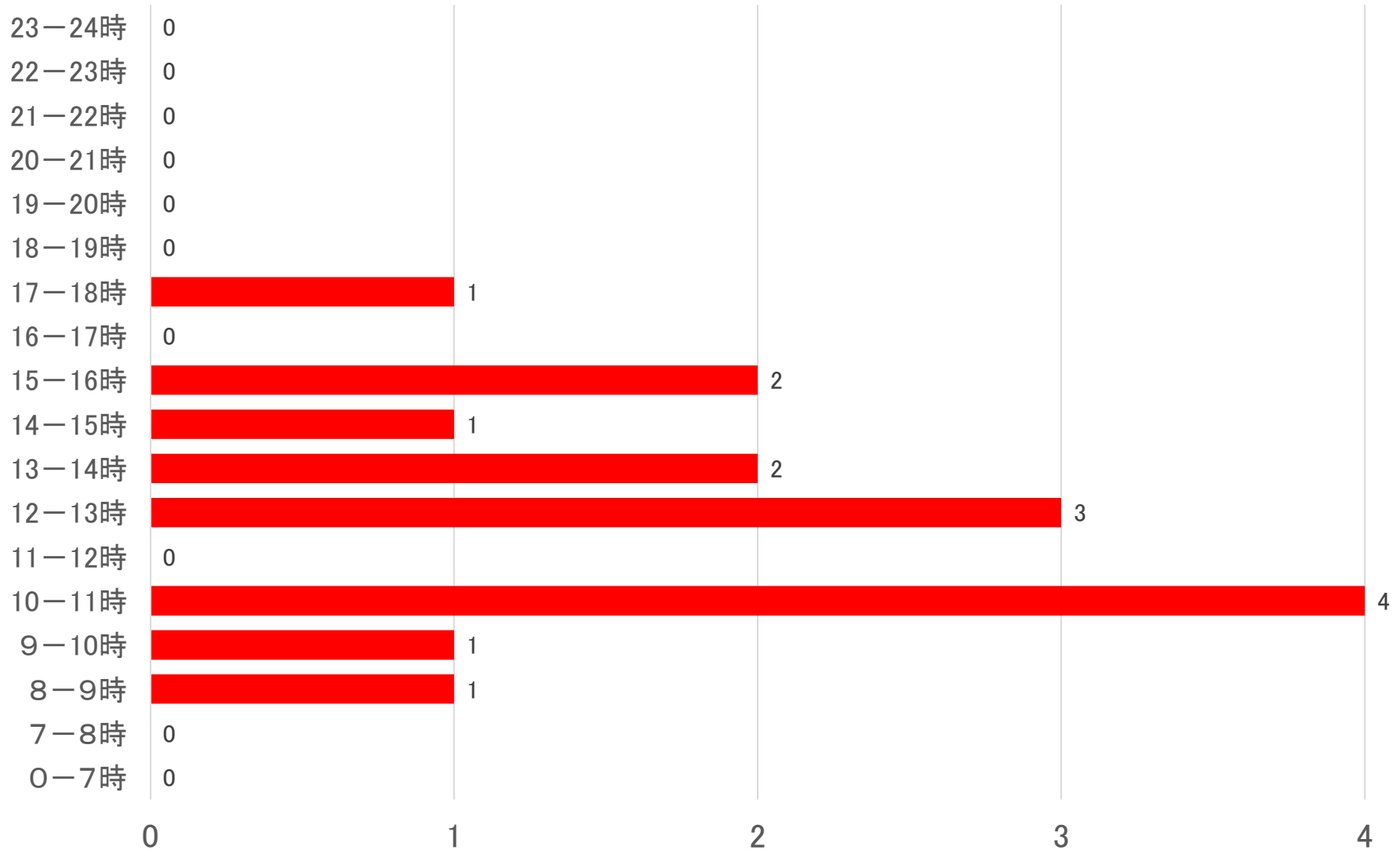


## 岐阜県時間帯別 熱中症発生状況（令和4年度）



# 4 事故防止と事故への対応について

## 岐阜県時間帯別 熱中症発生状況(令和5年度)

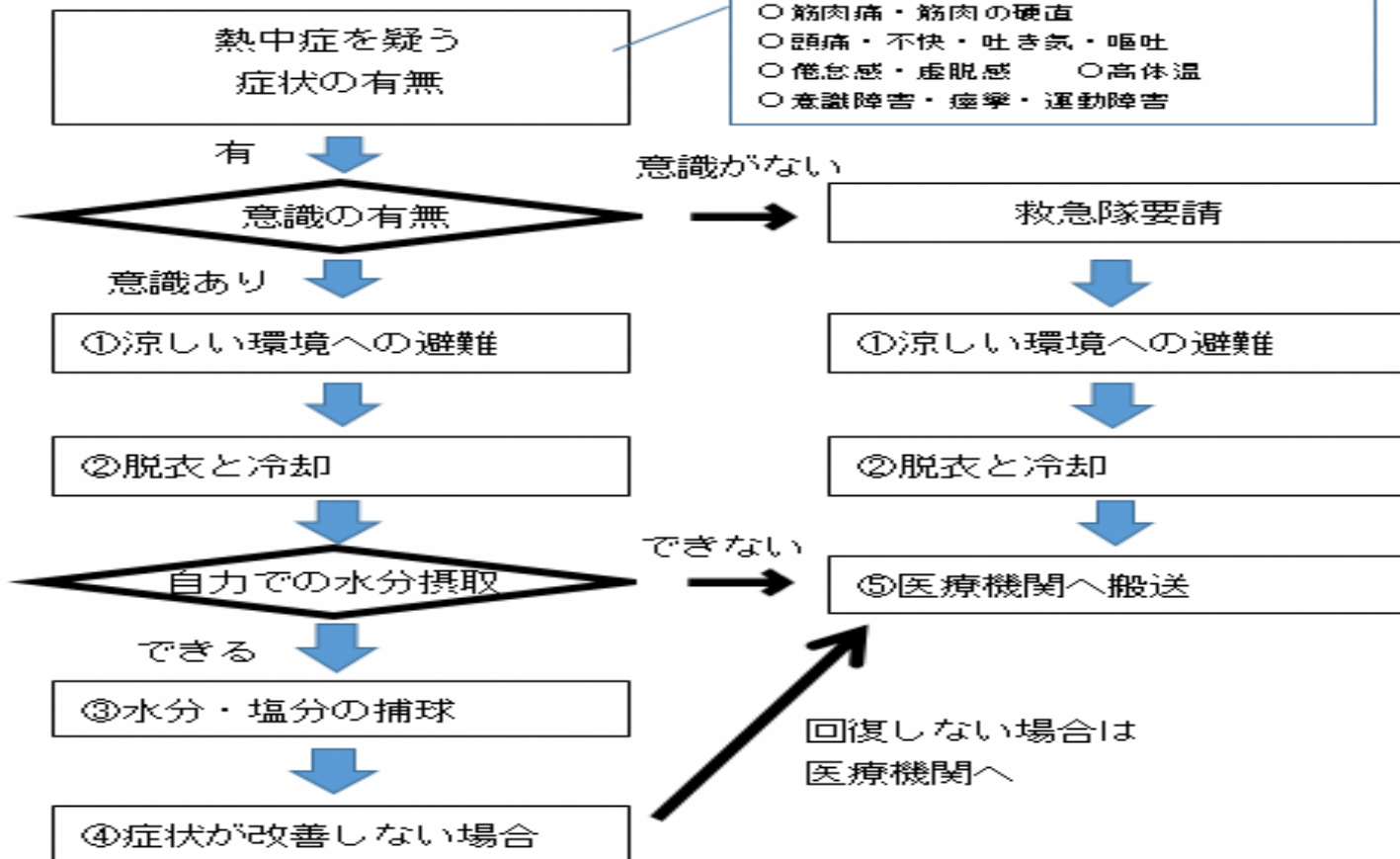


# 4 事故防止と事故への対応について

## 熱中症の予防と対策

### 熱中症を疑ったときのすべきこと

- めまい・失神
- 大量の発汗
- 筋肉痛・筋肉の硬直
- 頭痛・不快・吐き気・嘔吐
- 倦怠感・虚脱感
- 高体温
- 意識障害・痙攣・運動障害



回復しない場合は  
医療機関へ

## 4 事故防止と事故への対応について

### 熱中症の予防と対策

#### 熱中症予防のために

- 環境条件（気温、湿度、輻射熱）を把握する。
- 状況に応じた水分補給を行う。（塩分の補給も忘れずに）
- 体を暑さに徐々に慣らしていく。  
(急に暑くなった時は要注意)
- 個人の条件（体格等）や体調（下痢、発熱、疲労）を考慮する。
- 服装は吸湿性や通気性のよい素材にし、熱を逃がす。
- 具合が悪くなった場合には、早めに活動を中止して措置をする。

# 4 事故防止と事故への対応について

- ◆ 熱中症対策の強化のため気候変動適応法を改正。
- ◆ 政府の対策を示す実行計画や、熱中症の危険が高い場合に国民に注意を促す熱中症特別警戒情報の法定化、熱中症特別警戒情報の発表期間中における暑熱から避難するための施設の開放措置等の仕組みの創設を措置。

(令和5年4月改正法成立、令和6年4月1日施行)

## 〈法改正により措置された事項〉

- 「熱中症対策実行計画」の法定計画化 } ・令和5年5月30日閣議決定
- 現行アラートを「熱中症警戒情報」に法定化
- 「熱中症特別警戒情報」の創設 } ・熱中症対策推進検討会において、運用に係る詳細について議論。
- 市町村長による指定暑熱避難施設の指定 } ・検討会での議論を踏まえ、省令、運用等に係る指針・手引きを整備。
- 市町村長による熱中症対策普及団体の指定



# 4 事故防止と事故への対応について

	熱中症警戒情報	熱中症特別警戒情報
一般名称	熱中症警戒アラート	熱中症特別警戒アラート
位置づけ	気温が著しく高くなることによる熱中症による <b>人の健康に係る被害が生ずるおそれがある</b> 場合（熱中症の危険性に対する気づきを促す）  <これまでの発表回数> R3: 613回, R4:889回, <b>R5:1,232回</b>	気温が <b>特に</b> 著しく高くなることにより熱中症による <b>人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある</b> 場合 （全ての人々が、自助による個人の予防行動の実践に加えて、共助や公助による予防行動の支援）  <b>&lt;過去に例のない広域的な危険な暑さを想定&gt;</b>
発表基準	<b>府県予報区等内のいずれか</b> の暑さ指数情報提供地点における、日最高暑さ指数（WBGT）が <b>33</b> （予測値、小数点以下四捨五入）に達すると予測される場合	<b>都道府県内</b> において、 <b>全ての</b> 暑さ指数情報提供地点における翌日の日最高暑さ指数（WBGT）が <b>35</b> （予測値、小数点以下四捨五入）に達すると予測される場合  <u>（上記以外の自然的社会的状況に関する発表基準について、令和6年度以降も引き続き検討）</u>
発表時間	前日 <b>午後5時</b> 頃及び当日 <b>午前5時</b> 頃	<b>前日午後2時</b> 頃 （前日午前10時頃の予測値で判断）
表示色	紫（ <u>現行は赤</u> ）	黒

# 4 事故防止と事故への対応について

「熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）」  
「熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）」発表時における学校対応例

## 【前日】熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）、熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）

- 熱中症特別警戒情報**（熱中症特別警戒アラート）：翌日の岐阜県の情報提供地点**23地点全てのWBGTが35℃以上**と予測される場合、**前日14:00**に発表
- 熱中症警戒情報**（熱中症警戒アラート）：翌日の岐阜県の情報提供地点**23地点いずれかのWBGTが33℃以上**と予想される場合、**前日17:00**に発表

### 【学校対応例】

- ①熱中症予防情報サイト（環境省）にて、翌日の熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）、熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）が発表されているか確認
- ②管理職を中心に翌日の体育・スポーツ活動等の中止（延期、活動時間、活動場所、内容の変更等を含む）及び対応方針を検討
- ③内容の変更等がある場合は必要に応じて予め、児童・生徒、保護者、関係者へ連絡

## 【当日】熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）が発表された翌日、熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）

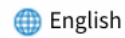
- 熱中症特別警戒情報**（熱中症特別警戒アラート）：岐阜県の情報提供地点**23地点全てのWBGTが35℃以上**と予測されると**前日14:00**に発表されていた場合
- 熱中症警戒情報**（熱中症警戒アラート）：岐阜県の情報提供地点**23地点いずれかのWBGTが33℃以上**と予想される場合、**当日5:00**に発表

### 【学校対応例】

- ①熱中症予防情報サイト（環境省）にて、熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）、熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）が発表されているか確認
- ②管理職を中心に体育・スポーツ活動等の中止（延期、活動時間、活動場所、内容の変更等を含む）及び対応方針を検討、確認
- ③内容の変更等がある場合は必要に応じて、児童・生徒、保護者、関係者へ連絡
- ④熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）が発表されても活動場所の暑さ指数（WBGT）は環境によって大きく異なるため、担当の教職員は、**活動前、活動中の2回以上必ずWBGT測定器を用いて暑さ指数（WBGT）を測定**

※活動場所の暑さ指数（WBGT）が33℃以上の場合は、体育・スポーツ活動は中止

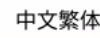
# 4 事故防止と事故への対応について



English



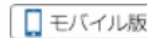
中文简体



中文繁体



한국어



モバイル版



携帯版



環境省  
Ministry of the Environment

## 熱中症予防情報サイト

ホーム

全国の暑さ指数

熱中症特別警戒情報  
熱中症警戒情報

暑さ指数について

熱中症対策

普及啓発資料

関係府省庁の取組

民間事業者との取組

ホーム ▶ 熱中症特別警戒情報・熱中症警戒情報 > 熱中症警戒アラート等メール配信サービス

### 熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）・熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）

発表状況と発表履歴

現在及び過去のアラート発表状況

熱中症特別警戒情報とは

熱中症特別警戒情報の概要

熱中症警戒情報とは

熱中症警戒情報の概要

熱中症警戒アラート等  
メール配信サービス

アラート発表をメールでお知らせ

### 熱中症警戒アラート等のメール配信サービス（無料）

#### お知らせ

※以下は夏期に実施される、熱中症警戒アラート等のメール配信サービス（バイザー(株)による外部サービス）の紹介です。令和6年度は4月24日（水）から10月23日（水）までの予定です。

環境省が発表する熱中症特別警戒アラートと熱中症警戒アラートの情報を、メールで配信するサービスが、下記より無料でご利用になれます。（但し、情報取得にかかる通信料（利用登録、ホームページの閲覧、メール送受信時に発生する料金）は利用者の負担となります。）（なお、このサービスは、環境省が運営するものではありません。）

# 4 事故防止と事故への対応について

## 熱中症警戒アラート等 メール配信サービス

「熱中症警戒アラート等 メール配信サービス」は、環境省が発表する熱中症特別警戒アラートと熱中症警戒アラートを、バイザー（株）が運営する一斉情報配信システム「すぐメールPlus+」により、メールで配信するサービスです。

受信したい発表区域を選択して、いくつでも登録できます。

1日2回、登録した区域で熱中症警戒アラートが発表されたとき、また1日1回、全国いずれかの都道府県で熱中症特別警戒情報が発表されたとき、速やかにメールでお知らせします。

## ご利用イメージ

### 登録方法

---

1. 下記に記載のリンクやQRコードを利用して、サイトにアクセスします。
2. 「空メールを送信する」をクリックして、メールを送信してください。
3. しばらくすると、登録用のURLが記載されたメールが届きます。  
URLをクリックして、登録サイトへお進みください。
4. 利用規約をご確認の上、「同意する」ボタンをクリックします。
5. 受信したい発表区域にチェックをいれて、登録情報を入力したら、「確認画面へ」ボタンをクリックします。
6. 入力内容を確認して、「登録」ボタンをクリックし、登録完了画面が表示されたら完了です。
  - 返信メールが届かない場合、以下の設定をご確認ください。
    - 「@sg-p.jp」ドメインからのメールの受信許可
    - 「env@sg-p.jp」アドレスからのメールの受信許可
    - URL付きのメールの受信許可
  - メールアドレスや登録内容の変更、メール配信の停止なども、同じURLで実施します。

# 4 事故防止と事故への対応について

## リンク・QRコード

ご希望の方は、下記リンク・QRコードよりご利用ください。  
(リンク先はバイザー（株）のウェブサイトとなります)

下記サイトから「空メールを送信する」を選択して登録いただけます。

### PC・スマートフォンから



<https://plus.sugumail.com/usr/env/home>

### フィーチャーフォン（ガラケー）から



<https://m.sugumail.com/m/env/home>

# 4 事故防止と事故への対応について

## 事故・不祥事防止について

**体罰の防止に向けて**

## 4 事故防止と事故への対応について

体罰の防止に向けて

体罰は、学校教育法第11条で禁止されている行為である。

## 4 事故防止と事故への対応について

### 体罰等の許されない指導と考えられるものの例

- ① 殴る、蹴る 等
- ② 社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い又は限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課す。
- ③ パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行う。
- ④ 特定の生徒に対して独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。



# 4 事故防止と事故への対応について

## 事故・不祥事防止について

ここからは、  
皆さんと考えていきましょう。



### 体罰等の許されない指導と考えられるものの例

通常のスポート指導による肉体的、精神的  
負荷として考えられるものの例

学校教育の一環である部活動で教育上必要があると認めら  
れるときに行われると考えられるものの例

有形力の行使であるが正当な行為として考  
えられるものの例

# 4 事故防止と事故への対応について

## 事故・不祥事防止について

バレーボールで、レシーブの技術向上の一方法であることを理解させた上で、様々な角度から反復してボールを投げてレシーブをさせる。

体罰等の許されない指導と考えられるものの例

通常のスポーツ指導による肉体的、精神的負荷として考えられるものの例

学校教育の一環である部活動で教育上必要があると認められるときに行われると考えられるものの例

有形力の行使であるが正当な行為として考えられるものの例



# 4 事故防止と事故への対応について

## 事故・不祥事防止について

柔道で、安全上受け身をとれることが必須であることを理解させ、初心者の生徒に対して、毎日、技に対応できるような様々な受け身を反復して行わせる。

体罰等の許されない指導と考えられるものの例

通常のスポーツ指導による肉体的、精神的負荷として考えられるものの例

学校教育の一環である部活動で教育上必要があると認められるときに行われると考えられるものの例

有形力の行使であるが正当な行為として考えられるものの例



# 4 事故防止と事故への対応について

## 事故・不祥事防止について

柔道で練習に遅れて参加した生徒に、他の生徒とは別に受け身の練習を十分にさせてから技の稽古に参加させる。

体罰等の許されない指導と考えられるものの例

通常のスポーツ指導による肉体的、精神的負荷として考えられるものの例

学校教育の一環である部活動で教育上必要があると認められるときに行われると考えられるものの例

有形力の行使であるが正当な行為として考えられるものの例



# 4 事故防止と事故への対応について

## 事故・不祥事防止について

野球の試合で決定的な場面でスクイズを失敗したことにより得点が入らなかったため、1点の重要性を理解させるため、翌日、スクイズの練習を中心に行わせる。

体罰等の許されない指導と考えられるものの例

通常のスポーツ指導による肉体的、精神的負荷として考えられるものの例

学校教育の一環である部活動で教育上必要があると認められるときに行われると考えられるものの例

有形力の行使であるが正当な行為として考えられるものの例



# 4 事故防止と事故への対応について

## 事故・不祥事防止について

試合で負けたことを今後の練習の改善に生かすため、試合後、ミーティングで生徒に練習に取り組む姿勢や練習方法の工夫を考えさせ、今後の取組内容等を自分たちで導き出させる。

体罰等の許されない指導と考えられるものの例

通常のスポーツ指導による肉体的、精神的負荷として考えられるものの例

学校教育の一環である部活動で教育上必要があると認められるときに行われると考えられるものの例

有形力の行使であるが正当な行為として考えられるものの例



# 4 事故防止と事故への対応について

## 事故・不祥事防止について

試合中に危険な反則行為を繰り返す生徒を試合途中で退場させて見学させるとともに、試合後に試合会場にしばらく残留させて、反則行為の危険性等を説諭する。

体罰等の許されない指導と考えられるものの例

通常のスポーツ指導による肉体的、精神的負荷として考えられるものの例

学校教育の一環である部活動で教育上必要があると認められるときに行われると考えられるものの例

有形力の行使であるが正当な行為として考えられるものの例



# 4 事故防止と事故への対応について

## 事故・不祥事防止について

練習で、特に理由なく遅刻を繰り返し、また、計画に基づく練習内容を行わない生徒に対し、試合に出さずに他の選手の試合に臨む姿勢や取組を見学させ、日頃の練習態度、チームプレーの重要性を考えさせ、今後の取組姿勢の改善を促す。

体罰等の許されない指導と考えられるものの例

通常のスポーツ指導による肉体的、精神的負荷として考えられるものの例

学校教育の一環である部活動で教育上必要があると認められるときに行われると考えられるものの例

有形力の行使であるが正当な行為として考えられるものの例





# 4 事故防止と事故への対応について

## 事故・不祥事防止について

練習中に、危険な行為を行い、当該生徒又は関係の生徒に危害が及ぶ可能性があることから、別の場所で指導するため、別の場所に移るように指導したが従わないため、生徒の腕を引っ張って移動させる。

体罰等の許されない指導と考えられるものの例

通常のスポーツ指導による肉体的、精神的負荷として考えられるものの例

学校教育の一環である部活動で教育上必要があると認められるときに行われると考えられるものの例

有形力の行使であるが正当な行為として考えられるものの例



# 4 事故防止と事故への対応について

## 事故・不祥事防止について

試合中に相手チームの選手とトラブルとなり、殴りかかろうとする生徒を押さえつけて制止させる。

体罰等の許されない指導と考えられるものの例

通常のスポーツ指導による肉体的、精神的負荷として考えられるものの例

学校教育の一環である部活動で教育上必要があると認められるときに行われると考えられるものの例

有形力の行使であるが正当な行為として考えられるものの例



# 4 事故防止と事故への対応について

## 事故・不祥事防止について

生徒が顧問の教員の指導に対して教員の足を蹴ったため、生徒の背後に回り、体をきつく押さえる。

体罰等の許されない指導と考えられるものの例

通常のスポーツ指導による肉体的、精神的負荷として考えられるものの例

学校教育の一環である部活動で教育上必要があると認められるときに行われると考えられるものの例

有形力の行使であるが正当な行為として考えられるものの例



## 4 事故防止と事故への対応について

### 〈体罰防止セルフチェック〉

以下の項目をチェックしましょう。

- 部活動指導においては、絶対に負けたくない。何としても勝ちたいと思う。
- 勝ちたいという意欲を感じない部員や覇気（元気）のない部員を見ると無性に立たしく思う。
- 意欲や気（元気）のない生徒を自分の指導で何とかしたいと思う。
- 自分の力で生徒を変えることができると固く信じている。

## 4 事故防止と事故への対応について

- 意欲や覇気（元気）のない生徒に対して、粘り強く言葉で指導するのは無駄だと思う。
- 生徒に迎合することは嫌いである。
- 勝つためには、厳しい指導は不可欠である。
- 生徒に話をしているうちに次第に感情が高ぶってしまい、語気が強くなったり、厳しい言い方になったりしやすい。
- 生徒の不平不満を耳にすることは非常に不愉快であり、ましてや、陰で不平や不満を言う生徒は許せない。

## 4 事故防止と事故への対応について

- 人間関係ができていれば、多少、言葉遣いが悪くても許されるし、頭を小突いたり、肩をはたいたりする程度の事は体罰に当たらないと思っている。
- 他校よりも余計に練習しなければ絶対に勝てないと思う。
- 部活動指導においては、部員が部活動の規範に沿った行動をとることが何よりも優先されるべきである。
- 部活動指導において、言葉遣いが悪くなるのはやむを得ないと思っている。

例)「バカ」「あほ」「やる気がないなら帰れ」「勝つつもりがあるのか」

## 4 事故防止と事故への対応について

- 試合や大会に負けると、試合の結果を素直に受け入れることができない。また、それまでの生徒の努力を評価できず、欠点ばかりが目についてしまう。
- 生徒の良いところに見を付けられない。また、良いところを素直に褒めることができない。
- 生徒の悪いところは徹底的に指摘する。

多くの項目にチェックがついたあなたは、自分が体罰をしやすい状態になっていないか自分自身を冷静に見つめ直してみましよう。

# 4 事故防止と事故への対応について

## 事故・不祥事防止について

### わいせつ行為・セクハラ行為の防止 ①

- **わいせつ行為やセクハラは、地方公務員法第33条で禁止されている信用失墜行為に当たり、「懲戒免職」又は「停職」の対象である。**
  - 生徒を指導する立場にある者として、最も恥ずべき行為である。
  - 地域住民からの信用を失墜する行為として、厳しく処分される。
- **セクハラは重大な人権侵害である。**
  - 相手の嫌がる言動をしていないか、勝手な思い込みはないか、軽率な言動をしていないか、十分注意が必要である。
  - 生徒に対し、指導的な立場にあることを自覚し、その立場を不当に利用した指導につながっていないか。



## 4 事故防止と事故への対応について

### 事故・不祥事防止について

#### セクハラとなりうる指導者の言動 ①

- 部活動の指導上、必然性がないのに、身長や体重など身体的な成長や特徴を話題にしたり、尋ねたりすること。
- 容姿や体型などを話題にしたり、生徒の嫌がるあだ名で呼んだりすること。



# 4 事故防止と事故への対応について

## 事故・不祥事防止について

### セクハラとなりうる指導者の言動 ②

- 性に関することや異性関係に関することなどを話題にしたり、尋ねたりすること。
- 性的な内容の手紙や電子メールを送ること。
- 部活動の指導上、必然性がないのに、生徒の身体を凝視すること。



## 4 事故防止と事故への対応について

### 事故・不祥事防止について

#### セクハラとなりうる指導者の言動 ③

- 生徒に十分な説明をせず、生徒の練習や試合の様子などを撮影すること。
- 部活動の指導上、必然性がないのに、生徒の身体に触れること。
- 不適切な時間帯や場所での個別の指導を行うこと。



---

# 配慮事項

---



# 配慮事項

- ☑ 所属する第3学年の生徒が岐阜県及び各郡市中学校体育連盟が主催する「中学校総合体育大会」への登録・出場、文化芸術等の大会等への参加に配慮するなど、どの生徒も自らの意思で運動種目や芸術文化等の分野・活動等を選択し、中学校3年間を通して継続的に取り組んだ成果が確認でき、達成感や充実感がもてる機会・場の設定に努める。

# 配慮事項

## ☑ 部費等の徴収

- ・ 保護者が負担する部費等の経費について、保護者会等において目的や用途等を明確に示し、理解を得て徴収する。

## ☑ 部費等の管理

- ・ 保管方法は、口座管理とし、できる限り現金を取り扱わない。
- ・ 会計処理は、保護者会が行い、執行や会計について保護者会で承認を得る。

## ☑ 購入に係る業者の選定

- ・ 物品購入に関しては、保護者会等で業者の選定を公正に行い、価格についても保護者に過重な負担とならないように留意する。

# 地域クラブ指導者育成研修会



ご清聴ありがとうございました。

